

## 【介護職員処遇改善支援補助金】賃金改善開始の報告：電子申請について

○標記のことについて、期日までに以下に記載の電子申請システムURLにアクセスいただき、賃金改善開始の報告を行っていただきますようお願いいたします。

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1643337275254>

※スマートフォンからの報告も可能です。

右記のQRコードを読み取って、アクセスしてください。



○なお、上記URLからアクセスできない場合は、下記の県HPからアクセスして入力作業を行ってください。

ホーム > 分類から探す > (健康・医療・福祉) 高齢者福祉 > 介護保険・サービス > 介護職員処遇改善支援補助金 (令和3年度国予算補正分) について

または

ホーム > キーワードから探す > 介護職員処遇改善支援補助金

○期限：令和4年2月28日(月) 17時まで

※令和4年3月分とまとめて同年2月分の賃金改善分の支給を行う場合：  
令和4年3月31日(木) 17時まで

○法人単位で報告できますが、1回の報告につき入力できる事業所・サービスは10件までです。10件以上の事業所・サービスについて報告する場合は、その都度報告してください。

○電子申請がどうしても利用できない場合は、県ホームページに掲載している様式を使用し、メールまたは郵送にて提出してください。

提出・問い合わせ先：  
兵庫県高齢政策課介護人材対策班  
代表電話：078-341-7711 (内線 2944)  
E-mail:koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp